

3. 地域型保育施設

(家庭的保育施設・小規模保育施設)



(1)家庭的保育施設

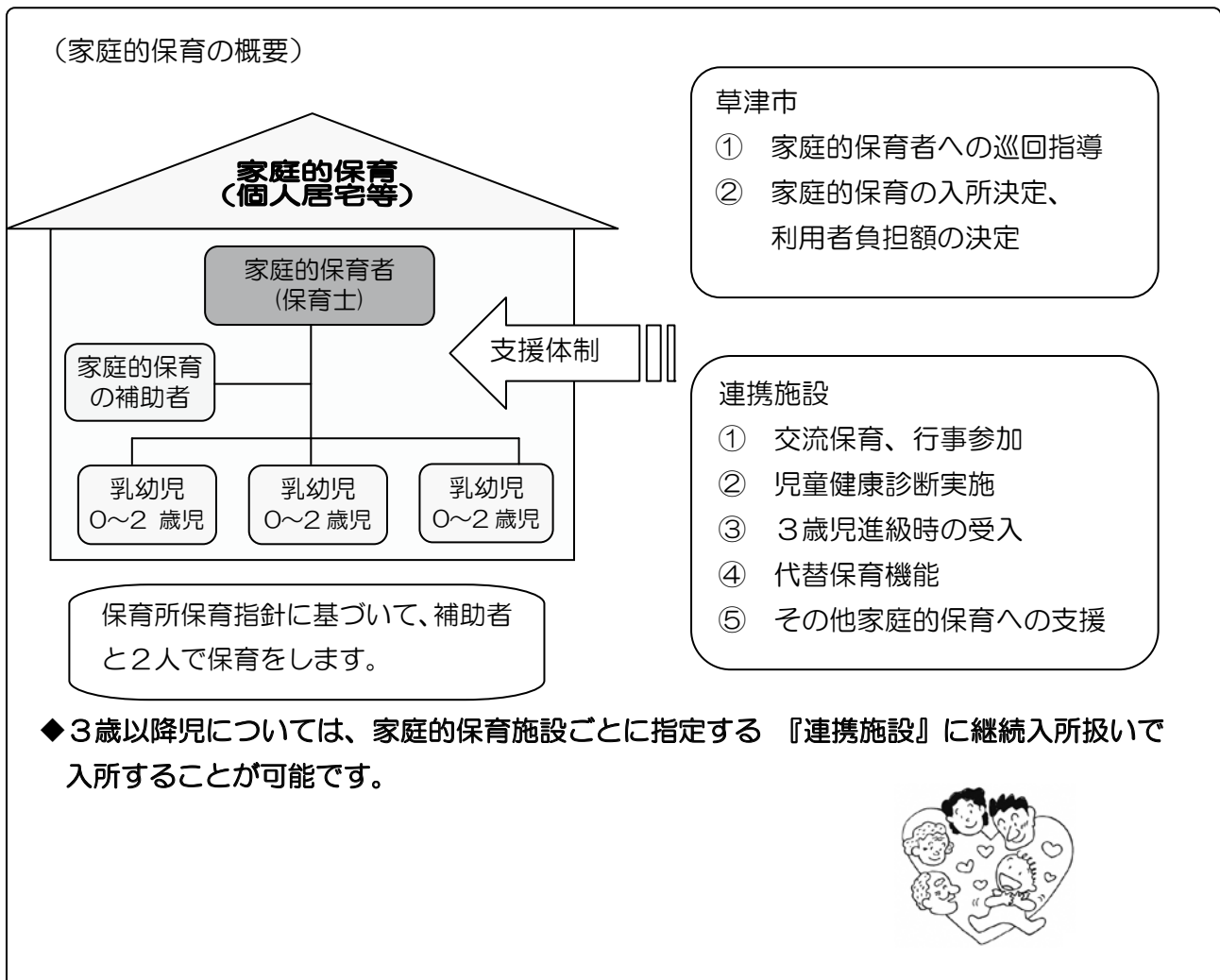
① 家庭的保育施設とは

家庭的保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保護者が働いているときや、病気などのために、家庭で子どもの保育ができないとき、保育士の資格を持つ人が、自宅の一室等を保育室として活用し、保育所保育指針や市の定める設備・運営基準に基づき、低年齢の子どもを対象に家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行う施設です。



人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅等で、家族や兄弟姉妹のいるような家庭的な雰囲気の中、子どもの成長と発達をきめ細やかに見守ることができます。

子ども・子育て支援新制度では、国の「地域型保育給付」を受ける事業として実施しています。入所の基準や手続きは、認可保育施設は共通です。詳しくはP10をご覧ください。



入所基準	保護者が就労や病気等で児童を保育することができない場合 (草津市保育所等入所(利用)選考基準表(P16)による)
対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている0歳児(6ヶ月)から2歳児まで
保育人数	1保育室 3人程度
保育場所	家庭的保育者の自宅等
保育体制	家庭的保育者と家庭的保育補助者で保育をします。 (ただし子どもが1名の場合は除きます)
家庭的保育者	保育士資格を持ち、保育経験または子育て経験があり、家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定した者。
家庭的保育補助者	家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定し、家庭的保育の補助業務を行う者。
保育実施日 保育時間	月曜日から金曜日の8時間保育を原則とします。 (国民の祝日・12月29日から1月3日までを除く) ※土曜日の保育はありません。延長保育の有無・時間については各保育室で違います。 ※保育標準時間認定の方も、施設の保育実施日・保育時間の範囲内で、利用していただくことができます。
食事	お弁当およびおやつを持参していただきます。
入所申込	入所申込書などが必要です。詳しくは、P10の認可保育施設の「入所申込み手続きについて」をご覧ください。
利用者負担額	児童と生計を一にしている扶養義務者の市民税課税額によって決定されます。利用者負担額は認可保育所の概ね60%で、直接施設に納めていただきます。(延長保育料については別途家庭的保育者にお支払いください) 詳しい金額については、P34の料金表をご覧ください。所得階層区分の算定方法については、P22を参考にしてください。
連携保育所	健康診断や交流保育、家庭的保育者が休暇などにより保育ができない場合の代替保育などを実施します。 3歳児以降について、継続入所扱いで入所することが可能です。



(2)小規模保育施設

① 小規模保育施設とは

小規模保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保護者が働いているときや、病気などのために、家庭で児童の保育ができないとき、保育士の資格を持つ人が、ビルの一角などを活用して6～19人の子どもを預かる保育施設で、0～2歳の子どもが対象となります。

子ども・子育て支援新制度で、国の「地域型保育給付」を受ける事業として実施しており、平成31年度からは14か所になる予定です。

入所の基準や手続きは、認可保育施設と共通です。詳しくはP10をご覧ください。



② 保育所との違い

職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同等以上で、給食も各施設で提供します。

なお、小規模保育施設は施設の都合上、園庭がないこともあります。その場合は、安全に遊べる公園を使用するなど、代替地の利用が認められています。

また、子どもの健康診断や、園庭開放、合同保育などを支援する「連携施設」を開園時から確保するよう義務付けています。

なお、小規模保育施設は子ども・子育て支援新制度において新たに位置付けられた事業であることから、市職員が巡回を行い、保育の質の向上を図っています。

③ 利用者負担額

利用者負担額（保育料）は、保育所（園）と同じ金額が適用され、徴収は各施設が行います。

また、利用者負担額（保育料）以外の費用（延長保育料、給食費、教材費など）は、施設が独自で定める額をお支払いいただきます。それらの金額や詳細については各施設に問い合わせてください。





入所基準	保護者が就労や病気等で子どもを保育することができない場合 (草津市保育所等入所(利用)選考基準表(P16)による)
対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている0歳児(2~6ヶ月) から2歳児まで(受入開始時期は施設によって違います)
保育人数	6~19人程度
保育場所	ビルの一角など
保育時間	保育所と同じく、支給認定の保育必要量によって、保育短時間 が8時間、保育標準時間が11時間となっています。 保護者の勤務時間等の都合で、通常の保育時間内に子どもの 送迎が困難な方のために各保育所(園)とも時間を定めて延長 保育を行っています。
食事	給食を実施しています。
入所申込	入所申込書などが必要です。詳しくは、P10の認可保育施設 の「入所申込み手続きについて」をご覧ください。
利用者負担額	児童と生計を一にしている扶養義務者の市民税課税額によっ て決定されます。 利用者負担額は、直接施設に納めていただきます。(延長保育 料については別途利用施設へお支払いください) 詳しい金額については、P34の料金表をご覧ください。所得階層区分の算定方法については、P22を参考にしてくださ い。



(3)小規模保育施設卒園児の入所調整について

① 3歳児以降の保育

3歳児以降も継続して保育所等の利用を希望される場合は、3歳児になるタイミングで新規の入所申込みをしていただく必要があります。小規模保育施設については、3歳児以降の受け入れを行う「連携施設」が確保されている園への入所調整については、次のとおりの取り扱いとなっております。

また、連携施設を希望先とする、しないに関わらず、市内の低年齢児（0～2歳児）までの認可保育施設の卒園児は選考基準表のとおり優先的な入所調整を行います。

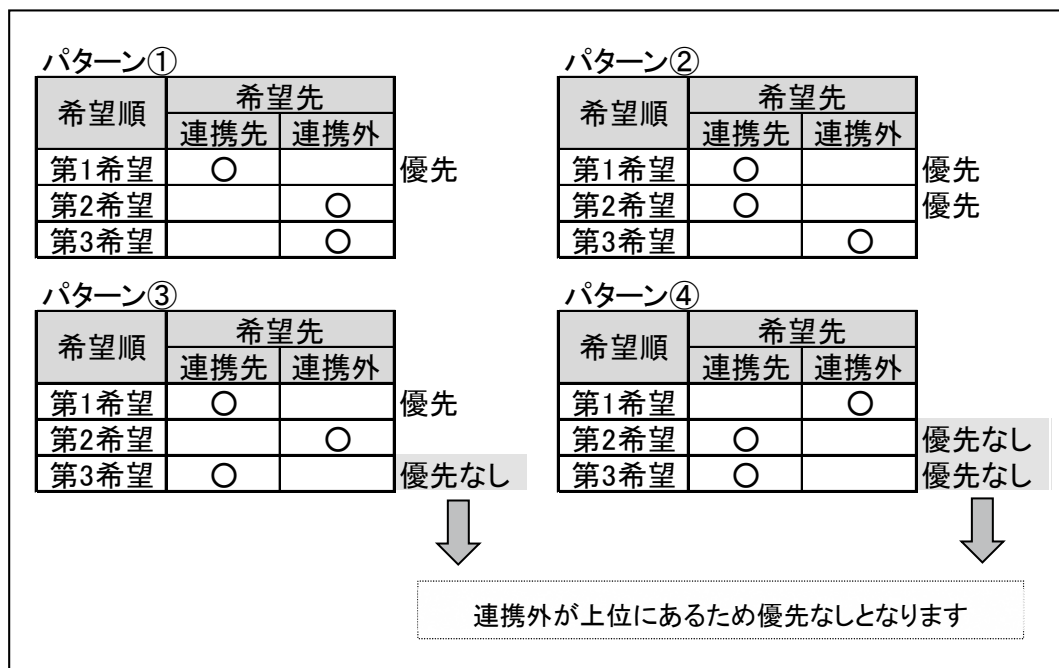
② 連携施設がある場合の優先的な入所調整

連携施設を希望されている場合については、最優先で利用調整を行います。

なお、新規の入所申込みにあたっては希望園を第3希望まで記入していただくことができますが、連携施設への優先的な入所を希望される場合は、連携外の施設より上位に連携施設を記入していただく必要があります。

※連携施設への優先的な利用調整は、4月当初申込みの場合のみ適用（一次～三次調整）となります。

○優先の有無の判定パターン



(4)平成31年度 草津市利用者負担額表(地域型保育施設)

(月額：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		本市利用者負担額			(参考)国の基準額	
階層区分	定義	小規模保育施設等		家庭的保育施設	3歳未満児	
		0・1・2歳児		0・1・2歳児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間及び保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	1,800	9,000	9,000
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	9,700 (3,000)	9,500 (3,000)	5,800 (1,800)	19,500	19,300
C2	所得割額が22,800円未満	12,800 (3,000)	12,500 (3,000)	7,600 (1,800)		
C3	22,800円以上48,600円未満	13,500 (3,000)	13,200 (3,000)	8,100 (1,800)	30,000	29,600
C4	48,600円以上60,700円未満	22,400 (3,000)	22,000 (3,000)	13,400 (1,800)		
C5	60,700円以上72,800円未満	23,700 (3,000)	23,200 (3,000)	14,200 (1,800)		
C6	72,800円以上77,101円未満	25,200 (3,000)	24,700 (3,000)	15,100 (1,800)		
C7	77,101円以上84,900円未満	25,200	24,700	15,100		
C8	84,900円以上97,000円未満	26,600	26,100	15,900	44,500	43,900
C9	97,000円以上115,000円未満	38,100	37,400	22,800		
C10	115,000円以上133,000円未満	40,300	39,600	24,100		
C11	133,000円以上151,000円未満	42,200	41,400	25,300		
C12	151,000円以上169,000円未満	44,200	43,400	26,500		
C13	169,000円以上235,000円未満	53,700	52,700	32,200	61,000	60,100
C14	235,000円以上301,000円未満	54,500	53,500	32,700		
C15	301,000円以上	62,100	61,000	37,200		
					104,000	102,400

※1. 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。

※2. 市民税所得割の計算は、住宅借入金特別控除や配当控除等を適用されません。

※3. 原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。

※4. 兄弟姉妹で入所される場合は同一世帯から2人以上の児童が保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合において、利用者負担額は、年齢の高い児童から順次正規利用者負担額の全額、1/2、無料となります。また、世帯の状況によって、取扱が異なります。

※5. C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、()内の金額となります。

※6. 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層(C15)で利用者負担額を決定する場合があります。

※7. 国が2019年10月からの実施を目指している幼児教育・保育の無償化については、2018年9月現在では未定です。